

大田区立障害者福祉施設整備基本計画（概要）

【1】整備内容

- (1) 大田生活実習所→改築（築40年）
東側敷地に新施設を建設。現大田生活実習所建物を、南六郷福祉園、新井宿福祉園の仮施設として活用。仮設の使用終了後、解体して西側敷地に新施設を建設。
- (2) 南六郷福祉園・くすのき園→増築・改修（築33年）
現建物に必要な改修を行い、空地部分に建物を増築して、生活介護（拡充）と就労継続支援B型の多機能事業所とする。
- (3) 新井宿福祉園→改築（築49年）
現建物を解体し、敷地内に新たな建物を建設。

【2】基本理念

- (1) 障がいのある方が、住み慣れた地域社会の中で暮らしていくことを支援する施設づくり
- (2) 障がいの特性、重度化等にきめ細かく対応する施設づくり
- (3) 地域と培ってきたつながりを維持、発展させる施設づくり

【3】基本方針

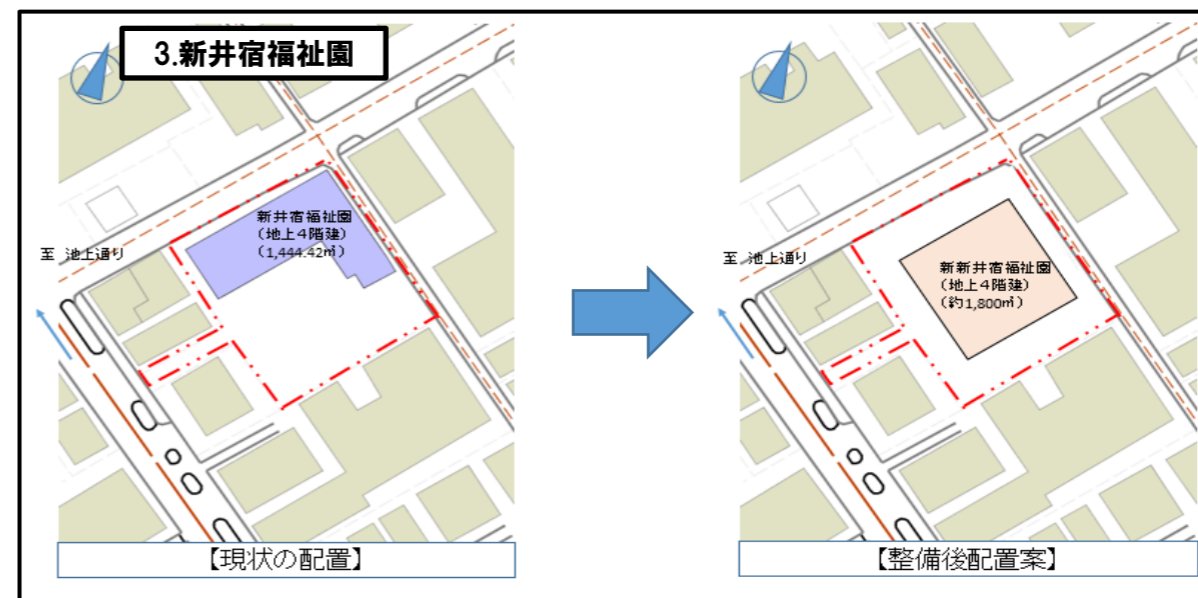
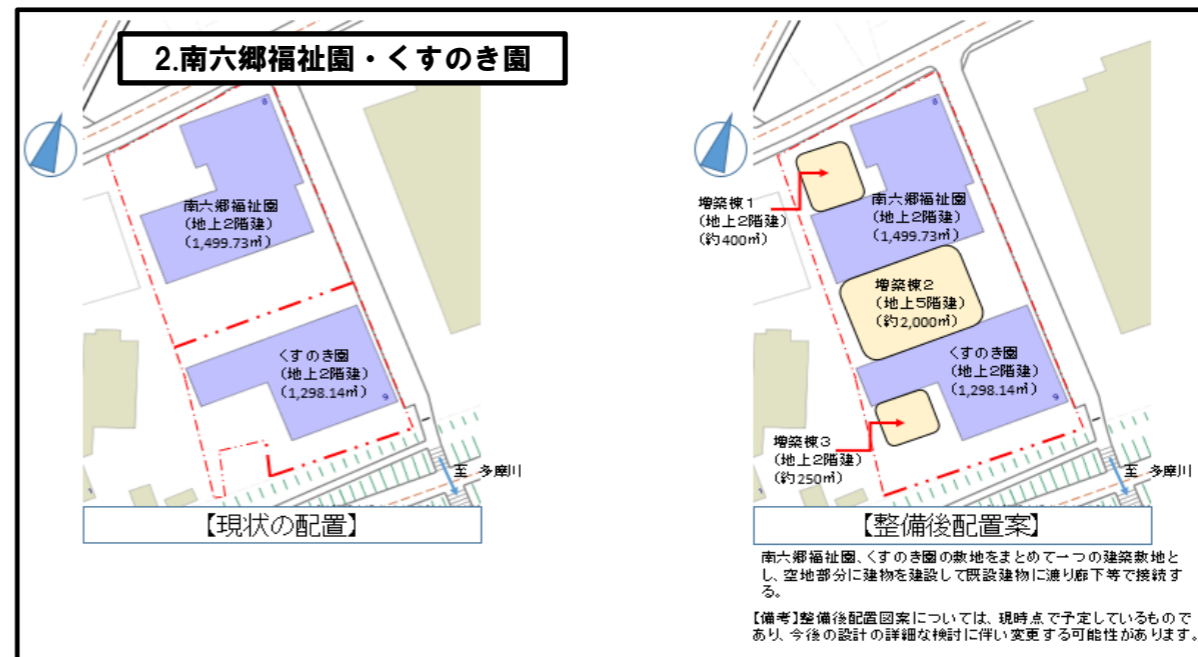
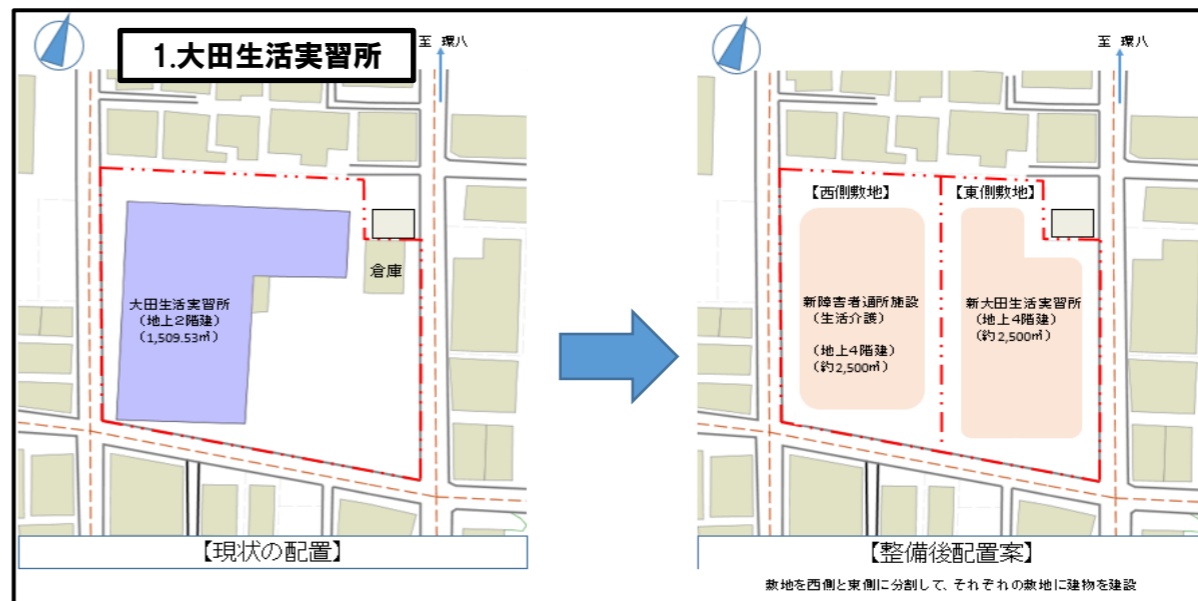
- (1) 日中活動の場の拡充、緊急時の受入の充実を図る。
- (2) ひとりひとりの障がい特性に配慮した機能を配置する。
- (3) 環境の変化、持続可能な運営に対応する。
- (4) 土地、建物など限られた資源を有効に活用する。
- (5) 福祉避難所としての機能の充実を図る。
- (6) 地域との交流を新たに広げられる機能を設置する。
- (7) 近隣住宅等、周辺環境に配慮する。

【4】スケジュール

※ この工程案は、基本計画等の詳細な検討に伴い変更する可能性がある。

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|---|----------------|------------|------------|-------|---------------|------------|-------|------------|---------------|---------------|--------|
| ① 仮設（北蒲広場内の旧産学連携施設） | 実施設計（10ヶ月） | | 改修工事（20か月） | | | | | | | | |
| | 北蒲広場（旧産学連携施設） | | くすのき園 仮設利用 | | | | | | | | |
| ② 大田生活実習所（東側敷地）一棟 | 基本設計（10ヶ月） | 実施設計（10ヶ月） | | | | | | | | | |
| | | 一部解体 | 新築工事（20か月） | | | | | | | | |
| | 新・大田生活実習所 | | | | | | | | | | |
| ③ [現]大田生活実習所（西側敷地） →南六郷福祉園 →新井宿福祉園 →新規施設 | 基本設計（10ヶ月） | | | | 改修 | | | 実施設計（12ヶ月） | | 解体・改築工事（28か月） | |
| | 大田生活実習所 | | | | | | | | | | |
| | 南六郷福祉園 仮設利用 | | | | | | | | | | |
| | 新井宿福祉園 仮設利用 | | | | | | | | | | |
| ④ 南六郷福祉園・くすのき園 | 基本設計（12ヶ月） | 実施設計（12ヶ月） | | | 改修・増築工事（24か月） | | | | | | |
| | 南六郷福祉園・くすのき園 | | | | | | | | | | |
| | 新・南六郷福祉園・くすのき園 | | | | | | | | | | |
| ⑤ 新井宿福祉園 | | | | | 基本設計（12ヶ月） | 実施設計（12ヶ月） | | | 解体・改築工事（30か月） | | |
| | 新井宿福祉園 | | | | | | | | | | |
| | 新・新井宿福祉園 | | | | | | | | | | |

【5】対象施設ごとの現在の配置と改築後の配置案及びゾーニングの考え方



【備考】 整備後配置図案及びゾーニング案については、現時点で予定しているものであり、今後の設計の詳細な検討に伴い変更する可能性がある。面積表示は延床面積。

<ゾーニング案>

- ・重症心身障害者通所事業は、1階に配置する。
 - ・短期入所事業と他事業との動線は、分離する。
 - ・災害時に福祉避難所として活用する多目的ホールは、2階以上に配置する。
- ・南六郷福祉園は、現在の南六郷・くすのき園建物内と増築棟2の低層階に配置する。
 - ・くすのき園は、増築棟2の2階以上に配置する。
 - ・短期入所事業と他事業との動線は、分離する。
 - ・災害時に福祉避難所として活用する多目的ホールは、増築棟2の3階以上に配置する。
- ・災害時に福祉避難所として活用する多目的ホールは、2階以上に配置する。